

第5編 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、使用可能な交通ルートを確保するため、路上の障害物について道路管理者、警察機関及び自衛隊等は状況に応じ協力して必要な措置をとるほか、被災した施設等の原形復旧にとどまらず、再度災害が発生するのを防止するため、必要な施設の新設又は改良復旧を行い、将来の防災対策の確保を図ることを基本とします。

第1節 公共施設災害復旧計画

担 当	部局名	各部局
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、東北農政局、秋田森林管理局湯沢支署、平鹿地域振興局建設部・農林部、秋田県教育委員会

第1 計画の方針

公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本としながら、再度の被害発生を防止するために必要な改良復旧も検討することとし、各種施設の災害復旧計画の作成にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたり、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮します。

第2 実施体制

被災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講じます。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の資機材の払底等の事態を想定して十分検討しておくものとします。

第3 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努めます。

復旧事業計画の作成にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、再度災害の防止を図ります。

また、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行います。

併せて、連携体制の強化を図るため、道路管理者及び上下水道事業管理者は、電力や通信など他のインフラ事業者と連携の上、復旧工事を行うよう努めるものとします。

なお、公共施設の災害復旧は、概ね次の事業について計画します。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧計画
- (2) 砂防災害復旧計画
- (3) 地すべり災害復旧計画
- (4) 急傾斜地災害復旧計画
- (5) 道路災害復旧計画
- (6) 林地荒廃防止施設災害復旧計画
- (7) 上下水道施設災害復旧計画
- (8) その他

2 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設災害復旧計画
- (2) 林道施設災害復旧計画
- (3) 農林水産施設災害復旧計画

3 社会福祉施設災害復旧事業計画**4 学校教育施設災害復旧事業計画****5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画**

- (1) 公共病院診療所施設災害復旧計画
- (2) 感染症指定医療機関災害復旧計画

第4 復旧事業の促進

被災した公共施設については、被害状況を速やかに調査し、被害の程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に規定する緊急査定が速やかに実施されるよう必要な措置を講じるとともに、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努めます。

また、災害が著しく激甚である場合には、早期に把握し、負担すべき財源の確保に努めます。

第5 国、県による復旧工事の代行**1 特定大規模災害等における権限代行制度**

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下、本節において「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行います。

2 市道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、

当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行います。

3 市管理河川災害復旧工事等における権限代行制度

(1) 河川の災害復旧工事

国は、市長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長からの要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行います。

(2) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市長から要請があり、かつ市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行います。

第6 地籍調査の推進

災害時の円滑な復旧対策には、一筆単位で土地の位置を確認することができる正確な座標情報が必要なため、現地復元が可能な情報を整備することができる地籍調査事業を今後とも引き続き推進します。

第7 災害復興計画の策定

市及び県は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連携して復興計画を策定し、計画的に復興を進めます。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、市は、必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進めます。この場合、国及び県は、被災した市町村から要請がある場合など必要に応じ、同法に基づく支援等を行います。

第8 中長期における技術職員の派遣要請

市が被災した場合、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとします。

第2節 農林漁業経営安定計画

担	部局名	財務部、農林部、農業委員会
当	関係機関	県農林水産部

第1 計画の方針

県は、被災した農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な長期かつ低利の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めます。

第2 日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する制度です。申込みは日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関で行います。主な融資制度は次のとおりです。

農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧） 6 農林漁業経営資本強化資金
林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧） 4 農林漁業経営資本強化資金
漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧） 4 農林漁業経営資本強化資金

第3 天災融資法による災害経営資金

「天災融資法」に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図るものです。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定します。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

担	部局名	財務部、商工観光部
当	関係機関	県産業労働部、平鹿地域振興局総務企画部

第1 計画の方針

市及び県は、被災中小企業等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるように、事業資金の融資、受発注のあっせん、経営情報の提供、従業員の確保の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図ります。

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

第2 実施体制

被災中小企業者等を総合的に支援するため、県は次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置します。

- 1 市
- 2 県（産業労働部、関連部局、平鹿地域振興局）
- 3 秋田県信用保証協会
- 4 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- 5 公益財団法人あきた企業活性化センター
- 6 秋田県商工会連合会
- 7 秋田県商工会議所連合会
- 8 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害状況を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講じます。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼働可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- 5 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

第4節 被災者の生活支援計画

担	部局名	財務部、市民福祉部、商工観光部、建設部
当	関係機関	横手郵便局、市社会福祉協議会、横手警察署

第1 計画の方針

災害により被害を受けた市民の生活を安定させるため、生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金の貸付け、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、日本郵政グループが行う業務に係る非常取扱い、住宅資金の貸付け、公営住宅の建設、生活必需物資及び災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じます。

第2 被災者支援の総合的・効率的な実施

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付します。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとします。

また、市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努め、県は災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとします。

なお、被災者台帳の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用に努めます。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供します。

加えて、市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者支援台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとします。

第3 対策

1 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

(1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めます。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の物価が高騰しないよう又は買い占め、売り惜しみが生じないように監視します。

2 生業資金等の貸付け

(1) 災害援護資金の貸付け

ア 貸付けの対象

県内で災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主が負傷、住居又は家財が損害を受けた世帯で、世帯員の所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯主。

イ 借入れの手続

借入れしようとする者は、市長に借入申込書及びその他の書類を提出してください。

ウ 貸付限度額、償還期間等

貸付限度額 350万円

償還期間 10年（うち据置期間3年）

貸付利率 保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%

(2) 生活福祉資金による福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）の貸付け

ア 貸付けの対象

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯のうち、被災された世帯。（災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は除く）

イ 借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、市社会福祉協議会または民生委員に相談したうえで借入申込書を県社会福祉協議会長に提出します。

ウ 貸付金の種類

福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

（注）他の資金等を重複して貸し付けることができます。

エ 貸付限度額、償還期間

貸付限度額 150万円

償還期間 7年以内（据置期間6ヵ月以内）

貸付利率 保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%

(3) 生活福祉資金による緊急小口資金（災害時特例貸付）の貸付け

ア 貸付けの対象

災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として各都道府県知事が設定した地域に住所があり、当座の生活費が必要な世帯。

イ 借入れの手続き

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に相談したうえで、借入申込書類を県社会福祉協議会に提出します。

ウ 貸付金の種類

緊急小口資金（災害時特例貸付）

エ 貸付限度額、償還期間

貸付限度額 原則10万円以内(特に必要と認められる場合20万円以内)

償還期間 2年以内(据置期間1年以内)

貸付利率 無利子

(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

ア 貸付けの対象

母子家庭及び父子家庭の母親又は父親(現に20歳未満の者を扶養しているもの)並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の対象となっている寡婦等。

イ 借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、貸付申請書(市役所に備付け)に関係書類を添付して、市を経由して県に申請してください。

ウ 貸付金の種類

- 1) 事業開始資金
- 2) 事業継続資金
- 3) 住宅資金
- 4) 技能修得資金
- 5) 生活資金
- 6) 就職支度資金
- 7) 修学資金
- 8) 転宅資金
- 9) 就学支度資金
- 10) 修業資金
- 11) 医療介護資金
- 12) 結婚資金

3 被災者に対する職業あっせん等

(1) 求人の開拓

ア 職業を希望する者に対して常用雇用求人の開拓を、公共職業安定所と連携し実施します。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、臨時(日雇を含む。)求人の開拓を、公共職業安定所と連携して実施します。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 公共職業安定所と連携して、災害地域を巡回し、職業相談を実施します。

イ 公共職業安定所と連携して、指定避難所に臨時相談所を設け、職業相談を実施します。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)

(以下、本節において「激甚災害法」という。)第25条に定める措置が適用された場合は、公共職業安定所において、災害による休業により賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし、基本手当を支給します。

4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被災者の生活の安定を図ります。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができます。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被災者の納付すべき国税の軽減又は免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによります。

(2) 地方税の減免等及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行います。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図ります。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告にかかる書類の提出期限を延長します。

ウ 市税の減免等の措置

市は、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予及び納付期限の延長等について、それぞれ市の条例の定めるところに従って必要な措置を行います。

5 郵政事業に係る災害時特別事務取扱等

大規模災害が発生した際、被災者に対する支援として、次のとおり日本郵政グループが行う業務に係る非常取扱いなどの支援を行います。

(1) 郵便業務

ア 被災者の救助などを行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除

イ 被災者への郵便はがきなどの無償交付

ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(2) 貯金業務

ア 被災地支援のための日本赤十字社、共同募金会、地方公共団体などに宛てた災害義援

金の無料送金

イ 貯金通帳紛失時の通常貯金などの払い戻し

(3) 保険業務

ア 保険料の払込猶予期間の延伸、必要書類を一部省略するなどの非常取扱い

イ 保険金等の非常即時払い

6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 公営住宅の建設

災害により住居を滅失した低所得の被災者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失した住宅の戸数が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努めます。

(2) 住宅金融支援機構資金のあっせん

市及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復旧資金の借入れの促進を図ります。

7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係のある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、災害復旧用資材の調達、輸送等に努めます。

8 災害弔慰金の支給等

市は、横手市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第113号）により、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金や、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行います。災害弔慰金等の支給に当たり、災害に起因するものであるか否かの判定が困難な場合等には、横手市災害弔慰金等支給審査委員会により審査するものとします。また、災害により被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しを図るための災害援護資金の貸付けを行います。

なお、市は、これらの支援措置を早期に実施するため、被災証明等必要な書類の迅速な交付に努めます。

(1) 災害弔慰金

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害のうち、次のいずれかに該当する災害 ア 当該市町村において住居が5世帯数以上滅失した災害 イ 当該都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ウ 当該都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害により死亡した市民の遺族
支給対象遺族の範囲・順位	1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 上記が存在しない場合は、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹。
支給額	ア 生計維持者 500万円 イ その他 250万円

(2) 災害障害見舞金

対象となる災害	(1)災害弔慰金に同じ
支給対象	災害により以下のような重い障がいを受けた市民 ① 両眼が失明した者 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる者
支給額	ア 生計維持者 250万円 イ その他 125万円

(3) 災害援護資金

支援の 内 容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ①貸付限度額 1.世帯主に1 か月以上の負傷がある場合 ア 当該負傷のみ 150 万円 イ 家財の3 分の1 以上の損害 250 万円 ウ 住居の半壊 270 万円 エ 住居の全壊 350 万円 2.世帯主に1 か月以上の負傷がない場合 ア 家財の3 分の1 以上の損害 150 万円 イ 住居の半壊 170 万円 ウ 住居の全壊（エの場合を除く） 250 万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350 万円 ② 貸付利率：年 3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子） ③ 据置期間：3 年以内（特別の場合は5 年） ④ 償還期間：10 年以内（据置期間を含む。）
対象者	次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1 か月以上 ② 家財の3 分の1 以上の損害 ③ 住居の半壊、全壊・滅失又は流失 ※世帯人数ごとに次のとおり次のとおり所得制限が設けられる。 世帯人数 1人 220 万円 2人 430 万円 3人 620 万円 4人 730 万円 5人以上 1人増すごとに730 万円に30 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270 万円とする。

9 災害見舞金の支給

市は、横手市災害見舞金支給条例（平成17年条例第114号）により、被災した市民に災害見舞金を支給します。

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災による類焼		
支給対象及び支給額	ア 災害による死者又は行方不明者	1人につき	5万円
	イ 住家が全壊、半壊、全焼又は半焼したとき		5万円
	ウ 非住家でイの場合		3万円
	エ 住家が床上浸水したとき		3万円

10 被災者生活再建支援制度

「被災者生活再建支援法」の適用となった自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援します。

(1) 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

(2) 制度の対象となる被災世帯

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）

(3) 支援金の支給額（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	基礎支援額	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②解体		補修	100 万円	200 万円
③長期避難		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※全壊（被害割合50%以上）、大規模半壊（被害割合40%台）、中規模半壊（被害割合30%台）

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）。

第5節 義援金の受入れ及び配分に関する計画

担	部局名	財務部、市民福祉部、会計課
当	関係機関	日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会

第1 計画の方針

災害による被災者の生活を救援するための義援金を、市や県及び関係機関が被災者に対し迅速かつ適切に配分するための体制を整備します。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金は含まないものとします。

第2 受入れ体制

1 受付窓口の設置等

市は、市民への義援金の申出があった場合、直ちに受付窓口を設置します。義援金の受付方法等については新聞、テレビ・ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法について周知を図ります。

なお、県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会においても同様に義援金の募集・受付が実施されることがあります。

2 保管場所の確保等

受け付けた義援金は、専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間預貯金として保管します。

第3 配 分

1 義援金の配分

義援金の配分については、県や市、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会及び関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで迅速に行います。

2 配分等の公表

委員会では、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表します。

第6節 財政負担に関する計画

担	部局名	財務部
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害の予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等の全てが、それぞれの立場において分任するもので、それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担します。

しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のための所要の措置を講じるものです。

第2 対 策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 災害救助法 第18条

イ 水防法 第43条

ウ 災害対策基本法 第91条から第97条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第58条、第59条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担します。しかし、一時繰替え支弁を求めることができます。

(3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難な場合又は不適當なもので災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担します。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については法令に定めるところにより又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

- (2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市又は県に負担させるのが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。

補助率については、応急措置内容その他の実情によりその都度決定されます。

- (3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

- (4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は、著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚災害法に規定されている事業に対し援助します。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地的激甚災害指定基準要綱により特定の市町村にかかる局地的災害についても、激甚災害法第2条にいう激甚災害と指定されます。

3 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害救助法第22条の災害救助基金、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3の積立金及び第7条の剰余金の積立て並びに地方自治法（昭和22年法律167号）第241条の基金の積立てについての規定により、災害対策基金を積み立てます。

4 起債の特例

次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができます。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害の減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めることにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講じることができます。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

担 当	部局名	総務企画部、建設部、上下水道部、農林部、財務部
	関係機関	

第1 計画の方針

災害による被害が甚大な場合に、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定めます。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 市は、県が行う激甚災害及び局地的災害に関する調査等について協力します。
- 2 各課の報告担当者は、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、災害状況を関係機関へ報告します。

第3 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるように努めます。

また、復旧事業計画の作成にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図ります。

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努めます。また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努めます。